

(目的)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第124条の規定に基づき、中京大学大学院における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 長期履修を申請することができる者は、修士課程又は博士前期課程に入学を志願する者又は在籍する者（ただし、外国人留学生、再入学者、編入学者及び転入学者は、除く。）とし、かつ、次の各号のいずれかに該当し、学則第114条に規定する標準修業年限内での修学が困難である者とする。

- (1) 職業を有し、生計を営むために恒常的に勤務している場合
- (2) 家事、育児、介護等に従事している場合
- (3) 心身の機能に障がいがある場合

(制度の適用)

第3条 長期履修制度を適用する研究科・専攻は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第4条 入学前に第2条に該当し、長期履修を希望する者は、学則第133条に規定する入学出願において、研究指導予定教員の承認を得た上で、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 長期履修許可願
- (2) その他学長又は研究科長が必要と認める書類

2 入学後に第2条に該当し、長期履修を希望する者は、研究指導教員の承認を得た上で、2年次が始まる日の3か月前から1か月前までの間に、前項に規定する書類を研究科長に提出しなければならない。

3 前2項の申請があったときは、研究科委員会の審議を経て学長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修期間は、入学した日から起算して3年間とする。ただし、休学期間は、当該期間に算入しない。

2 長期履修は、学年の開始とともに始まるものとし、学年の途中から始めることはできない。

(在学年限)

第6条 長期履修を許可された者の在学年限は、学則第114条第3項の規定による。

(長期履修の中止)

第7条 第4条の規定により長期履修を許可された者が、長期履修を中止し、学則第114条に規定する標準修業年限で修士の学位を得ようとする場合は、研究指導教員の承認を得た上で、2年次が始まる

日の3か月前から1か月前までの間に、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修中止願
- (2) その他学長又は研究科長が必要と認める書類

2 前項の申請があったときは、研究科委員会の審議を経て学長が許可する。

(学費等)

第8条 長期履修を許可された者の学費等については、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 法学研究科法律学専攻に在籍する者については、第5条第1項の「3年間」を「3年間又は4年間」と読み替える。
- 3 長期履修を許可された者のうち、2023年度以前の入学者については、第7条第1項の「第4条の規定により長期履修を許可された者」を「長期履修を許可された者」と読み替える。

別表 長期履修制度を適用する研究科・専攻（第3条関係）

研究科	専攻
法学研究科	法律学専攻
経済学研究科	経済学専攻
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻